３号様式の１

排　出　量　削　減　計　画　書

	☑ 新規　　□ 変更
（ 宛　先 ）　京都府知事	令和　8年　9月　14日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市下京区朱雀分木町80番地	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 株式会社　共盛輸送 代表取締役　深萱　一嘉 電話　075－311－9075

主たる業種	一般貨物自動車運送業							細分類番号	4	4	1	1
事業者の区分	主たる業種を元に右記部門から該当するものを選択	□ 産業部門 □ 業務部門 ☑ 運輸部門										
計　画　期　間	令和８年４月　～　令和１１年３月											
基　本　方　針	令和５年度～令和８年度の平均排出量を基準に、令和８年度～令和１０年度の温室効果ガスの平均排出量を２％以上削減する。											
計画を推進するための体制	計画に基づき各月の排出量を可視化し、データとして蓄積する。定期的に進捗管理を行うことにより、各社員が軽減効果を意識し意欲を持って取り組める環境を構築する。											
削減率												
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度（5～7）年度		第１年度（8）年度		第２年度（9）年度		第３年度（10）年度		３年平均増減率（基準年度比）		
	事業活動に伴う排出の量	640.2	トン	569.5	トン	569.5	トン	569.5	トン	-11.1	パーセント	
	グリーン電力証書や非化石証書等の購入によるもの削減量	0.0	トン	0.0	トン	0.0	トン	0.0	トン			
	評価の対象となる排出の量	581.0	トン	569.5	トン	569.5	トン	569.5	トン	-2.0	パーセント	
	年度ごとの増減率（基準年度比）			-2.0	%	-2.0	%	-2.0	%			
	目標の根拠	燃費基準を向上した最新の車両と入れ替えることで大幅な温室効果ガスの排出量削減を見込む。										
具体的な取組及び措置の内容	１年目	燃費基準向上車の導入により抑制し、事業を維持しながら省エネ活動に努める。										
	２年目	燃費基準向上車の導入により抑制し、事業を維持しながら省エネ活動に努める。										
	３年目	燃費基準向上車の導入により抑制し、事業を維持しながら省エネ活動に努める。										
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	事務所におけるペーパーレス化、エコドライブ											
特　記　事　項	電気使用量について、事務所は京都市所有の建物を賃借しており、電気代が賃料に含まれていることから排出量には算入しない。											

注　１　該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
　　２　「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第２条第９項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
　　３　「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の３年度の事業活動に伴う排出の量の平均をいいます。